

令和5年度
釧路市介護給付適正化
ケアプラン点検 結果報告

釧路市福祉部介護高齢課介護給付係

ケアプラン点検とは

- ▶ 作成されたケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランになっているかを、基本となる事項を検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促し、資質向上を図ることを目的としています。（介護保険最新情報Vol.38 参照）
- ▶ 保険者が行う介護給付適正化の主要5事業の1つとして、ケアプラン点検を実施しています。

ケアプラン点検の流れ

介護高齢課から対象事業所にケアプランの提出を依頼

介護高齢課及び委託先の点検者によるケアプランの事前点検

事業者と点検者によるヒアリング

点検者からの点検結果を事業所に通知

点検対象と実績

▶ 点検対象

- ・ 新規事業所
- ・ サービス付き高齢者住宅に併設している事業所
- ・ 国保連システムの給付実績帳票より選定
(認定調査状況と利用サービスの不一致一覧表、支給限度額一定割合超一覧表)

▶ 実績

- ・ 点検数 20件 (1事業所あたり1件)

点検者より結果公表 ～点検全体を通して～

- ▶ 提出書類やヒアリングにおいて、問われていることは何かを理解して回答したとは言い難い内容が散見される。
- ▶ アセスメント帳票やケアプラン様式が、適切な書式に更新されていない事例が見受けられた。
- ▶ 利用者の生活状況の把握ができておらず、リスク管理のためのケアを重視したケアプランとなっており、自立支援の視点が不十分である。特に、施設等に入居している利用者に関してその傾向が顕著であった。

点検者より結果公表 ～アセスメントについて～

- ▶ I C F（国際生活機能分類）を活用し、改めて現状を整理することで、関連性や悪循環な点が見えやすくなる。＜例：体調や食事内容（健康状態）、手の痛みやしびれが影響する動き（心身機能・身体構造）、食事摂取時の動作等（活動）、外出状況（参加）など＞
- ▶ 利用者自身が介護サービス以外の時間にどういう動きをしているか、本人ができること、何を困っているのか把握することがアセスメントにおいて重要である。モニタリング訪問の時間を工夫し、介護サービス以外の生活場面の情報把握に努めるべきである。

点検者より結果公表 ～ケアプランについて～

- ▶ 第1表の「利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果」は、新様式から課題分析の結果を記載するようになっているため、その内容を利用者と確認し、合意形成を図っていくことによって、より具体的な生活の姿を導き出すことができる。
- ▶ 第2表に記載する「生活全般の解決すべき課題（ニーズ）」は、障害要因のアセスメントから導き出された具体的な内容を掲示するよう努め、反映すること。
- ▶ よりよいケアプラン作成のために、認定更新やケアプランの評価時の機会に定期的に主治医との情報共有を行うなど医療との連携が求められる。